

## 図書館協議会について

図書館は、教育基本法及び社会教育法等によりその任務及びその事務について定義付けられている。

## 【教育基本法】(平成18年12月22日法律第120号)

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

## 【社会教育法】(昭和24年6月10日法律第207号)

(この法律の目的)

第一条 「この法律は、教育基本法の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。」

(社会教育の定義)

第二条 「この法律で、「社会教育」とは、学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーション含む。)を言う。」

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 「市町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。」

一 社会教育に必要な援助を行う。 二 社会教育委員の委嘱に関すること。

三 公民館の設置及び管理に関すること。

四 「所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。」

(図書館及び博物館)

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別の法律をもって定める。

## 【図書館法】(昭和25年4月30日法律第118号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

**第三条** 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(設置)

**第十条** 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(職員)

**第十三条** 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

**2** 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

**第十四条** 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

**2** 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

**第十五条** 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

**第十六条** 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

**第十七条** 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

## 【 図書館法施行規則 】

図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準

**第十二条** [法第十六条](#) の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

【市立小諸図書館条例】【平成 12 年 3 月 23 日条例第 7 号】

(設置)

第2条 小諸市は、全ての市民の知る自由を守り、自治と教育と文化の発展に寄与し、互いに暮らしやすい地域を実現するために、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
市立小諸図書館	小諸市相生町三丁目3番3号

(管理及び運営)

第4条 市立小諸図書館(以下「図書館」という。)の管理及び運営は、教育委員会が行う。  
(図書館協議会)

第6条 図書館法第 14 条第 1 項の規定により、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに図書館奉仕につき意見を述べる機関として、市立小諸図書館協議会を置く。

(協議会の委員)

第7条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び識見を有する者並びに市民のうちから、教育委員会が委嘱する。

2 前項に掲げる市民は、小諸市自治基本条例(平成 22 年小諸市条例第 1 号)第 3 条第 1 号に規定する市民のうち公募に応じたものとする。

3 委員の定数は 7 人以内とし、その任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【市立小諸図書館管理運営規則】(平成 12 年 3 月 23 日教育委員会規則第 4 号)

(協議会の会長及び副会長)

第 21 条 市立小諸図書館協議会(以下「協議会」という)に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(協議会)

第 22 条 協議会は会長が招集する。

2 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。